

# 平成21年7月21日豪雨災害に係る防府市大光寺原霊園墓所返還取扱要綱

平成22年2月10日制定

(趣旨)

第1条 この要綱は、平成21年7月21日の豪雨に伴い、大光寺原霊園において発生した災害により被害を受けた墓所の返還の届け出を、防府市営墓園設置及び管理条例施行規則(以下「規則」という。)第6条第2号に定める返還した場合として取り扱うために、必要な事項を定めるものとする。

(対象)

第2条 平成21年7月21日の豪雨災害に関し、規則第6条第2号に定める返還した場合は、次の各号に該当する場合とする。

- (1) 第F区又は第G区にある墓所を返還した場合。
- (2) 平成21年7月21日における使用者又は平成21年7月21日における使用者から承継を受けた使用者が返還した場合。
- (3) 平成21年7月21日から平成23年3月31日までに返還した場合。
- (4) 平成21年7月21日以後に墳墓を設け碑石を建設することなく返還した場合。

(対象の特例)

第3条 前条第3号の規定にかかわらず、市長の承認を得て平成23年4月1日から市長が定める日までに返還した場合は、規則第6条第2号に定める返還した場合とする。

(特例の手続き)

第4条 前条の承認を得ようとする者は、平成23年3月31日までに返還届出猶予承認申請書(様式第1号)により申請しなければならない。

2 市長は、前条の返還届出猶予承認申請書の提出があった場合は、速やかにその内容を審査し、適当と認めるときは、返還届出猶予を決定し、申請者に返還届出猶予承認書(様式第2号)によりその旨を通知する。

3 前条による返還を行おうとする者は、前項の返還届出猶予承認書を添えて返還を届け出なければならない。

(対象の周知)

第5条 市は、墓所を返還する場合には第2条に該当する可能性のある使用者に対し、第2条から第4条の事項を連絡する。ただし、使用者の所在が不明な場合などやむを得ない事情により連絡を行うことができない場合にあっては、防府市ホームページに第2条から第4条の事項を掲載することで、使用者への連絡にかえることができる。

(対象の周知)

第5条 市は、第2条から第4条の事項を市広報又は市ホームページに掲載する方法により公表する。

(対象の調査)

第6条 市は、この要綱が施行される以前に届け出のあった墓所の返還について、第2条の該当がないか調査を行う。

2 市は、前項の調査により第2条に該当する届出があった場合には、届け出を行った使用者に対し、規則第6条第2号に定める返還した場合として取り扱う旨を通知する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成22年2月10日から施行する。

この要綱は、平成21年7月21日以後に届出のあった墓所の返還について適用する。

様式第1号

年 月 日

防府市長 様

申請者

氏 名

⑩

電 話 ( )

返還届出猶予承認申請書

平成21年7月21日の豪雨に伴い大光寺原霊園において発生した災害により被害を受けた墓所の返還について、届け出の猶予を下記のとおり申請します。

記

1 位置 大光寺原霊園 第\_\_\_区\_\_\_号\_\_\_番

2 理由 \_\_\_\_\_のため

様式第2号

年 月 日

様

防府市長

印

返還届出猶予承認書

年 月 日付で申請のあった墓所返還の届出猶予については、下記のとおり承認することに決定したので通知します。

記

1 位 置 大光寺原霊園 第\_\_\_区\_\_\_号\_\_\_番

2 猶予期限 年 月 日まで